

鎌倉時代の越前守について

はじめに

受領の制度は平安貴族社会の形成に大きな影響力を持ち、鎌倉時代に至った。近年、鎌倉時代の知行国について実証的な研究が深められ、また荘園や国衙領の支配と関連付けた国別の検討もなされている^①。ただ、これまでの研究は、主として財政制度的視点からの解明に中心がおかれ、国司制度の根幹といえる国守の補任、在任状況、分国主、知行主の変遷など基礎的な事実の検証は立ち遅れている。現在、各国の国守の在任状況についてまず依拠すべき業績に菊池紳一・宮崎康充編「国司一覽」がある^②。この一覽表によって、我々は容易に各時代の国守の名を通覧することができるとは。しかしそこに現れた国守たちの社会的性格は必ずしも自明ではない。

筆者は以前平安時代末期の越前守の補任状況について調査した^③。平安末期、承暦三年（一〇七九）以降百年余の越前守の在任者のべ二十二二人について彼らの貴族社会における地位を勘案し、四期に時期区分を行った（表1）。Ⅰ期は摂関家の家司職事兄弟二人の任年十六年。Ⅱ期は当時形成された院近臣が主として越前守に任じられた四十五年。Ⅲ期は美福門院（藤原得子）の一族が任じられた二十一年。Ⅳ期は平氏一族の知行国となる二十二年である。このように受領の人事が時期区分できた。その背

表1 平安時代末期の越前守

時期	氏名	任年
Ⅰ	源 高実	承暦 3(1079)～応徳 3(1086)
	源 清実	寛治元(1087)～嘉保元(1094)
Ⅱ	藤原家保	嘉保 2(1095)～康和 4(1102)
	高階為家	康和 5(1103)～長治元(1104)
	藤原仲実	長治 2(1105)～天永 3(1112)
	藤原顕盛	永久元(1113)～保安元(1120)
	平 忠盛	保安 2(1121)～大治 2(1127)
	藤原顕能	大治 3(1128)～天承元(1131)
Ⅲ	高階盛章	長承元(1132)～保延 5(1139)
	藤原顕保	保延 6(1140)～永治元(1141)
	藤原惟方	康治元(1142)～天養元(1144)
	藤原俊盛	久安元(1145)～仁平 2(1152)
	藤原隆信	仁平 3(1153)～平治元(1159)
Ⅳ	藤原実清	永暦元(1160)
	藤原季能	平治元(1159)～
	平 基盛	応保元(1161)～応保 2(1162)
	平 保盛	長寛元(1163)～仁安元(1166)
	平 資盛	仁安 2(1167)～承安 4(1174) ?
	平 通盛	安元2(1176)～治承3(1179)
Ⅳ	藤原季能	治承4(1180)
	平 通盛	治承4(1180)
	平 親房	養和元(1181)～寿永元(1182)

景として、越前の国務に対する摂関家・上皇・女院・平家などの上級権力者の存在と意志があったことがうかがえる。これは京都に比較的近い大国である越前のひとつの特徴でもあり、越前守の在任者の検討を通じて平安貴族社会の歴史的特徴の一端を知ることができた。本稿はこれに引き続き越前国を対象とし、鎌倉時代の越前守の在任状況と国務の知行

表2 鎌倉時代の越前守

番号	氏名	推定任年・在任状況
①	藤原信行	寿永 2(1183)見任
②	高階隆経	元暦元(1184)～文治元(1185)
③	藤原公守	文治 2(1186)見任
④	藤原信定	建久 4(1193)～正治 2(1200)
⑤	藤原兼輔	建永 2(1207)～建保 2(1214)
⑥	藤原隆範	建保 3(1215)～建保 6(1218)
⑦	藤原家時	承久元(1219)～嘉禄元(1225)
⑧	平宗望	寛喜 2(1230)見任
⑨	藤原孝範	寛喜 3(1231)～貞永元(1232)
⑩	藤原長隆	嘉禎元(1235)見任
⑪	橘以長	延応元(1239)以前在任
⑫	藤原親成	康元元(1256)見任
⑬	北条時広	正嘉 2(1258)～正元 2(1260)見任
⑭	藤原隆良	文永 2(1265)～文永 9(1272)
⑮	三善師衡	文永11(1274)見任
⑯	経行	弘安 2(1279)見任
⑰	平惟輔	弘安 2(1279)～弘安 3(1280)
⑱	安達盛宗	弘安 7(1284)見任
⑲	藤原国房	弘安11(1288)～正応 2(1289)
⑳	藤原経宣	永仁 3(1295)～正安 3(1301)
㉑	藤原叙行	正安 4(1302)補任
㉒	平親景	嘉元 4(1306)補任
㉓	北条貞房	嘉元 4(1306)補任
㉔	源有頼	延慶 2(1309)～応長元(1311)
㉕	藤原重村	元享元(1321)補任

鎌倉時代の越前守について

について叙述して、この時期の貴族社会に関する歴史的な認識を試みるものである。

一 鎌倉時代の越前守の在任状況

平安時代末期は、数多く残っている記録や文書で越前守の補任や国務の知行についてかなり詳細に知りえたが、その後の鎌倉時代全般をみると史料のかなり制約される。したがって、まずその名が確認された二十五人の越前守について年代をおって個別に整理する(表2)。本章では、「国司一覽」の表をもとにしてそれに史料を追加し、各国守の経歴、補任状況を調べ、貴族社会における位置付けについて述べる。なお注記

の煩雑さを避けるため、前述の「国司一覽」に示された確実な出典についてはこれに譲り、個別に注記しなかった場合があることをお断りする。

①藤原信行

平氏一族の越前国務の知行は、養和元年(一一八一)八月十五日に越前守に任じられた平親房まで続く。寿永二年(一一八三)七月二十五日平家一門は安徳天皇を奉じて都落ちして、八月六日一門の公卿十人は除名され、受領二十九か国、その他官人計百八十九人が解官された(『歴代皇紀』)。この二十九か国の内に越前も入っていたとみられる。八月二十日藤原殖子(七条院)所生の高倉上皇四宮が後白河法皇の詔という異例の処置により、わずか四歳で践祚した(後鳥羽天皇)。藤原信行は、この後鳥羽天皇の生母藤原殖子の叔父である(図1)。信行の越前守任官の日付は知られないが、寿永二年八月六日解官の後の闕国を拝領したものである。信行はこれよりさき嘉応元年(一一六九)十二月二十七日の除書に対する下名加任によって美濃守に任じられており、これは後白河法皇の意向によるものとみられる。そして今回の越前守補任の背景も、彼が後白河法皇の近臣であり、かつ後鳥羽天皇の近親者であることによる。

その後、越前守藤原信行は、同年十一月十九日の木曾義仲による後白河法皇御所の襲撃、いわゆる法住寺合戦の最中に、後白河法皇近臣の反義仲派の首謀者の一人とみなされて殺された。

②高階隆経

翌寿永三年(元暦元年、一一八四)正月二十日、関東の源義経・頼に率いられた軍兵によって京都を攻略された義仲は、近江粟津で敗死し、六十日に及んだ義仲の軍事支配は終り、後白河院政が復活した。高階隆経が越前守に任じられた日付は伝わらないが、それ以降であろう。隆経は後白河法皇の院政の中核に関与した院近臣高階泰経の子とみられ、隆経自身も後白河法皇の近習で、木曾義仲の介

入によってこれよりさき寿永二年十一月二十八日能登守を解官されたばかりであった。その後、大藏卿高階泰経、右馬頭経仲、越前守隆経の父子は、源頼朝追討の宣旨を後白河法皇に奏上した責任を問われて、頼朝の圧力によって文治元年（一一八五）十二月十七日解官させられた。

③藤原公守

藤原公守は内大臣徳大寺実定の子で文治元年十二月二十九日越前守に任じられ、翌二年五月十一日落馬がもとで卒去した。二十五歳という。彼の越前守任官は源頼朝による受領人事介入の結果である。すなわち頼朝は文治元年十二月六日十か条の折紙状を九条兼実を通じて後白河法皇に送り、議奏公卿、内覧、蔵人頭、院御厩別当、大藏卿、弁官、右馬頭、左大史、そして十か条の国務や受領などの人事について露骨な介入を行った。この国務・受領人事の原則は、議奏公卿や蔵人頭などの官職に新任された人物にその職務に応じて知行国を配分する趣旨のものである。内大臣徳大寺実定も議奏公卿に加えられて越前を知行国として給わり、子の公守を越前守に申し任じた。

④藤原信定

『公卿補任』元久元年二月項によれば、藤原信定は建久四年（一一九三）正月二十九日越前守に任じられ、同八年二月五日重任、建仁元年（一二〇一）正月二十九日得替した。任年は建久四年から正治二年（一二〇〇）に至る八年である。重任は越前の一宮である気比社造営の功によるものである。このことについては貞和二年（一三四六）九月五日付の左大史小槻匡遠の勘例「気比回祿并造営例」に詳しく記録されているので、以下参照の便宜のためこの勘例の鎌倉時代の部分を抜粋して引用する。

建久二年十二月八日同社司等注進云、今夜子刻、御宝殿已下諸社神殿舎屋等焼失者、

同三年二月十一日 宣旨云、遣_二官使左史生惟宗久経、令_レ注_二進大

尺寸法当社宝殿已下諸社神殿舎屋等_一者、
同四年十月廿九日 宣旨云、令_下越前守藤原朝臣信房_{（定）}募_二重任功_一造進_上者、

同六年五月廿二日被_レ勘_二下木作始以下日時_一、

同七年六月十四日被_レ勘_二改上棟日時_一、

元久元年七月十九日被_レ勘_二下遷宮日時_一、

承元四年十月十八日下_二遣覆勘使_一、

建長八年 月 日当社焼失、

康元々年十二月十七日 宣旨云、可_レ令_下越前守藤原朝臣親成_一任_二

建久役所_一、支_二配公田_一、造_中営彼社舎屋廻廊門屏已下_上者、

文永二年五月十八日 宣旨云、彼社去建長八年回祿成_レ災以来、未_レ

及_二土木_一、空送_二年月_一、爰勘_二造社之例_一、多為_二当国之勤_一、天下重

事、国中大宮、君至尊崇民争緩怠、正殿并東殿・西殿南面上中門以_二

国衙郷保_一守_二先例之役所_一、且致_二其勤_一、其外諸社殿門舎屋等支_二配

一国庄園_一、各任_二屋宛_一忽遂_二営作_一、速終_二成風大功_一、可_レ申_二不日

覆勘_一之由、宜_レ仰_二彼国司_一者、

同四年十二月六日於_レ陣被_レ勘_二下仮殿雑事并正殿遷宮以下日時_一、

建久二年十二月八日越前国敦賀郡に鎮座する一宮の気比社が焼けた。

翌三年二月官使が越前に遣わされて宝殿以下の社殿の寸法などが調査された。その後造営費用について見積りがなされた結果、同四年十月二十九日国守藤原信定の重任功により造進させることとなった。信定は鋭意造営を進め、同七年までに上棟にこぎつけたようである。このような経過が右の史料から理解され、信定は翌八年二月重任した。

この藤原信定は後鳥羽天皇の生母七条院の兄である（以下図1参照）。

⑤藤原兼輔

建永二年（一一二七）正月十八日「兼輔」という名の人物が越前守に任

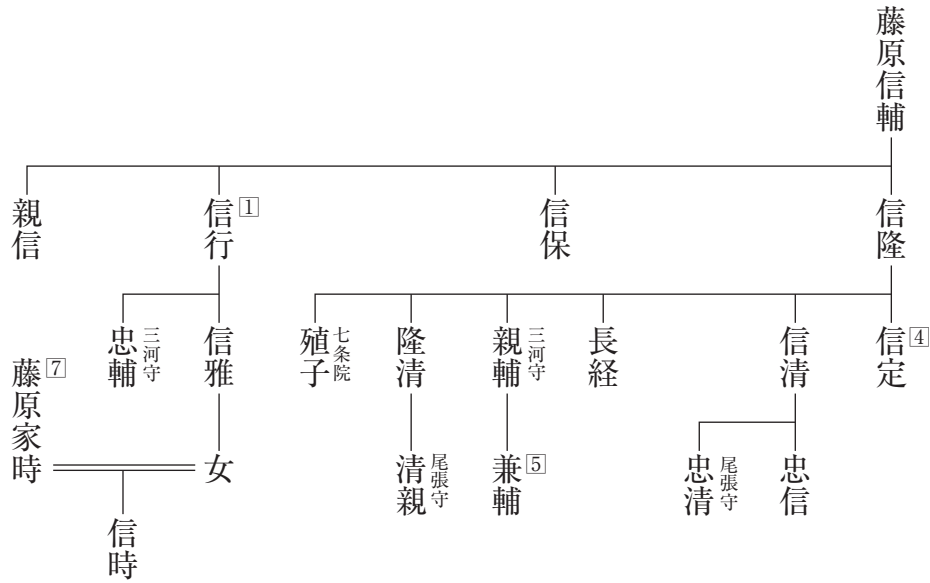


図1 七条院関係略系図

じられた。『明月記』同日条に「十八日、天晴 今日下名云々、(○)以下二行割注、兵部卿仲資王、美作資通、越前兼輔、参州忠輔」と記される。三河守に任じられた藤原忠輔は、¹藤原信行の子で七条院のイトコにあたる。また、三河前司は七条院の弟の藤原親輔で、この前年の四月十一日修理権大夫に任官して三河守を去っている。この親輔の子に兼輔が見えるので、新任の越前守は彼に比定される。兼輔の任年については詳らかでないが、承元四年(一一二〇)十月気比社の覆勘がなされているので、重任して建保二年(一一二四)に至ったと推測される。

6 藤原隆範

建保三年(一一二五)と四年に越前守在任の所見がある。任終年は、後任者の補任からみて建保六年とみられる。彼は似絵の名人といわれた藤原隆信の長男で、隆信も平安末期の越前守の一人である、隆信は美福門院や八条院に仕えた中流の公家で、隆範についても、後に北白河院の別当を務めている。¹¹隆範と七条院との関係は詳らかでないが、『尊卑分脈』によれば一族の女性の中に院宮の女房を務めている者が多く、隆範も父隆信同様に女院に仕えた中流の公家といえる。

7 藤原家時

藤原家時は⁶藤原隆範の後任として承久元年(一一二九)越前守に任じられた。その経歴は『公卿補任』の嘉禄元年の項に記される。彼は小一条左大臣師尹の流で、宮内大輔親綱の一男。建久元年叙爵し、出雲守、齋院長官、少納言などを歴任し、建暦二年(一一二二)十一月十一日順徳天皇の大嘗会叙位に七条院の御給によって従五位上に加階した。建保三年正月五日後鳥羽上皇の皇女嘉陽門院の御給により正五位下に加階し、同年七月嘉陽門院の判官代として同院序下文に署判している。¹²そして中務大輔を経て承久元年九月七日に越前守に任じられた。同二年正月従四位下に叙され、同三年十一月十六日嘉陽門院給により従四位上となり、

貞応元年（一二三二）十一月二十二日正四位下となった。このように家時は越前守在任中に目覚しく位階が昇り、嘉祿元年（一二三五）十二月二十二日ついに従三位に叙されて公卿となり越前守を去った。この間貞応三年正月七条院別当として同院序下文に署判している。以上の経歴から、⁷藤原家時は長く七条院とその孫娘の嘉陽門院に仕えた中流の公卿であることが理解される。家時の出自は七条院とは別の家柄であるが、七条院のイトコ藤原信雅の娘を室として嫡男信時をもうけており（図1参照）、七条院の一族として越前守に任官し、昇進したといえる。

8 平宗望

平宗望は寛喜二年（一二三〇）越前守に在任し、時に後堀河天皇の生母北白河院の判官代だった。平清盛の室平時子や後白河院の後建春門院の兄弟である平親宗の曾孫にあたる。

9 藤原孝範

藤原孝範は寛喜三年四月二十九日に越前守に任じられたが、七十四歳と高齢だった。翌貞永元（一二三二）年十一月二十五日出家して越前守を去った。なおこの年在任していたことは、群書類従本『柱史抄』に、貞永元年五月二十四日彼がこれを披見した旨の奥書があり、その署名に「正四位下行越前守藤原朝臣孝範七十五」と見える。撰関家の家司の家柄で代々文章博士や大学頭を務めた。¹⁰

10 藤原長隆

藤原長隆は嘉禎元年（一二三五）正月二十八日下名加任により三河守隆朝と同時に越前守に任じられた。七条院の近臣正三位藤原家信の子である。任年は詳らかでない。

11 橋以良

延応元年（一二三五）十一月二十五日九条道家は東大寺戒壇院で受戒した。その行列に供奉した諸大夫八人の中に「越前司以良」という名が『延

応元年記』に見える。¹⁵「越前司」という表記が不分明だが、恐らく越前前司の誤写であろう。その三年後の『平戸記』仁治三年（一二四二）十月二十六日条に「越前々司以良」と見える。この人物は橋以良のことで、これ以前嘉禎二、三年（一二三六、三七）ころの官途は皇后宮少進、皇后宮権大進だったから、恐らくそれ以降に越前守に任じられたのであろう。

『尊卑分脈』によれば、その家柄は代々橋氏長者を務め、撰関家に随従する諸大夫である。以良は九条道家に随従した。九条道家は四条天皇の外祖父で長男の教実を撰政にすえ、教実病死後は自ら撰政となって四条朝を支えた。また橋以良が官司として仕えた皇后宮は四条天皇の准母利子内親王である。こうした撰関家関係の人物が越前守として見えるのは平安末期の越前守の第I期以来久々のことであり、鎌倉中期に越前守の任官者にひとつの変化があったことがうかがえる。

12 藤原親成

前掲の勘例によれば、建長八年（一二五六）氣比社が焼け、同年（康元元年）十二月十七日越前守藤原親成にその造営が命じられた。その在任を確認できるが、今のところ誰に比定されるのか詳らかでない。

13 北条時広

後に鎌倉幕府の評定衆となる北条時広（時房の孫、行念の子）は、『関東評定衆伝』建治元年の項に「正嘉二年正月十三日任越前守」、正元二年四月十七日去_レ守」と任免が明記される。『吾妻鏡』正嘉二年（一二五八）三月一日条にも、將軍宗尊親王の二所参詣に供奉した騎馬衆の交名の中に「越前守時広」と見え、在任がわかる。なお、この¹³北条時広と¹⁴安達盛宗、²³北条貞房は、国務の伴わない名官司と思われる。

14 藤原隆良

『公卿補任』正応元年の項によれば、隆良は後嵯峨上皇の御乳父で近臣の、四条隆親の末子で文永二年（一二六五）六月二十七日越前守に遷任し

た。同四年正月従四位上に加階し、同六年正四位下に至った。いずれも後深草上皇の御給である。そして同十年四月十二日に越前守を去った。重任して八年在任したことになる。こうした経歴をみると、彼の越前守任官についても後深草上皇の意向があったと類推されるが、恐らく上皇の生母の大宮院の尽力もあつたのであろう。隆良は大宮院の母方のイトコである。

〔15〕三善師衡

三善師衡は、文永十一年（一二七四）七月十二日付西園寺実兼家政所下文に別当として署判しており、この年の越前守在任が知られる。その後『勘仲記』弘安十一年（一二八八）四月二十五日条には、稲荷社への奉幣使として「前越前守三善朝臣師衡」と記される。同年八月二十八日西園寺実兼の娘中宮鐙子の内裏遷幸に扈従し、翌正応二年（一二八九）十月十八日西園寺実兼の任大臣大饗に四位家司として出仕した。西園寺実兼の重要な家政担当者であつた。西園寺実兼は大宮院のオイである。

〔16〕経行

『勘仲記』弘安二年（一二七九）正月二日条に関白鷹司兼平の拜礼に出仕した兼平の嫡男の権大納言兼忠に扈従した人物として「越前守経行」の名が見える。彼は同記の弘安六年六月二十八日条に鷹司兼忠女房の着帯加持の使者を務めており、そこでは「前越前守経行」と記される。当時一貫して鷹司兼忠に随従した諸大夫である。

〔17〕平惟輔

平惟輔の経歴は『公卿補任』徳治二年の項に記される。建治四年（一二七八）正月叙爵し、翌弘安二年四月六日新陽明門院分として越前守に任じられた。新陽明門院は龜山上皇の後の一人で近衛基平の娘である。基平はこれ以前二十三歳で早世しており、当時の家嫡は内大臣近衛家基だつた。惟輔は弘安三年十一月十三日に得替しており、二年の任年しか

ない。のち弘安六年近衛家基の家司として見え、正安二年（一二三〇）近衛家平の家司になった。この間、伏見上皇判官代となり、のちに後伏見天皇職事を務める。その家柄は代々撰関家の家司を務めた『兵範記』の記主平信範の子孫である。信範の七世の後胤に当たる。

〔18〕安達盛宗

盛宗の名は鎌倉幕府の追加法を集成した『新編追加』の弘安七年十一月二十五日付関東御教書に、鎮西神領返付の相奉行の一人として「越前守盛宗」と見える。盛宗は評定衆安達泰盛の子で弘安八年の霜月騒動で敗死した。

〔19〕藤原国房

藤原国房の経歴は『公卿補任』応長元年項に記される。それによれば国房は弘安十一年正月皇后宮当年給により従五位下に叙され、同年四月七日越前守に任じられた。そして同年九月十二日従五位上に加階した。翌正応二年（一二八九）七月十六日守を辞し、同三年正月正五位下に加階、四月七日皇后宮権大進に任じられた。皇后宮は後深草上皇の皇女で後宇多上皇の後宮に入った姪子内親王（遊義門院）である。こうした経歴だけから見ても、国房の越前守任官は彼女ならびに後宇多上皇の意向に依るものと類推することが可能である。なおこのとき越前が後宇多上皇の分国となつたことについては後述する。国房は勸修寺流藤原氏の一流で、『経俊卿記』の記主勸修寺経俊の孫である。この一流から越前守に任じられたのは平安末期の藤原顕能以来久々のことである。

〔20〕藤原経宣

経宣の経歴も『公卿補任』元応二年の項に記される。永仁三年（一二九五）四月八日越前守に任じられ、正安四年（一二三〇）二月一日左衛門権佐を兼ね、ついで守を辞した。重任して八年の任年である。その後、中宮権大進、春宮大進、春宮亮などの宮司を務めた。この中宮は後二条天皇の

后藤原忻子（長樂門院）であり、春宮は尊治親王（後醍醐天皇）ならびに邦良親王（後醍醐天皇の皇太子）である。大覚寺統に奉仕した廷臣である。この経宣も勸修寺流藤原氏で、¹⁹国房のイトコである。

21 藤原叙行

正安四年三月二十三日越前守に任じられた藤原叙行は代々検非違使を務めた家柄の出である。『尊卑分脈』第二編則光孫に「使、判官、防鴨河、獄執行、大夫尉、従五位下叙留、越前守」と経歴が記される。このように永年検非違使を務めて五位に叙されてさらに検非違使に留まり、遂に越前守に任じられた任官コースをたどった人物は平安末期以来初めてのことである。なお叙行は越前守に任じられる以前の正応二年（一二八九）から永仁二年（一二九四）にかけて後深草上皇の下北面を務めている。²⁰

22 平親景

親景は嘉元四年（一一三〇）三月三十日越前守に任じられたが、どのような人物であるのか詳らかでない。

23 北条貞房

北条貞房の経歴は『鎌倉年代記』延慶元年の項に詳記されるので以下全体を引用する。

正応二十二廿九任²¹式部大丞²²、同三々七叙爵、永仁三十二廿九任²³刑部少輔²⁴、正安三八廿三為²⁵引付衆²⁶、徳治元七十九任²⁷越前守²⁸、同二十二十三為²⁹評定衆³⁰、延慶元二七叙³¹従五位上³²、同十二月為³³六波羅上洛、同二十二於³⁴京都卒、卅八、

この記事によれば、貞房は三十五歳で越前守に任じられた。六波羅探題となり、上洛して没した。晩年越前守を辞したのであろう。

24 源有頼

源有頼の経歴についても『公卿補任』元応二年の項に詳記される。そ

れによれば有頼は入道前権中納言正二位有信の二男で永仁四年（一二九六）叙爵した。度々加階して延慶二年（一一三〇）二月十九日越前守に任官、同三年正月従四位下に叙され、右少将に任じ越前守を兼ねた。翌応長元年（一一三二）閏六月九日従四位上に叙され、ついで右京大夫を兼ね、守を去った。『尊卑分脈』によれば、宇多源氏の有頼の家柄は代々郢曲や和琴を家業として相伝した。彼の貴族社会における地位はこうした家業に基づくものであろう。

25 藤原重村

藤原重村は元亨元年（一一三二）十二月二十九日越前守に任じられた。これより先、嘉元二年（一一三〇）に前権中納言中御門為方家の家令として刑部丞藤原重村と見える（『後深草院崩御記』）。為方は¹⁹国房や²⁰経宣と同系の勸修寺流藤原氏の一族であり、重村はその家政を司る下級の官人だった。

二 知行主と分国の推移

前章で叙述した¹藤原信行と²高階隆経は共に後白河法皇の近臣である。こうした越前守の人事を理解するに当たって、治承三年十月九日の藤原季能越前守任官とその後の事態が想起される。詳細は旧稿で述べたが、要点を記すと、平安末期の越前守藤原季能は美福門院の一族で永暦元年（一一六〇）越前守となったが、同年女院が崩じ、季能は丹後守に遷任させられ、越前は以後平氏の知行国となった。その十九年後の治承三年十月、後白河法皇は讃岐守藤原季能（前述の季能と同一人物）を院分により越前守に任じ、越前国を分国とした。この人事は、当時の人々に「故³⁵内大臣所³⁶賜之越前国法皇召取之」、あるいは「法皇収³⁷公越前国」と認識され、平清盛のクーデタを引き起こす主因となった。結局、藤原季能

は解官され、もとの越前守の平通盛が遷任した。こうした事情とその後
の顛末を考えると、①藤原信行と②高階隆経越前守任官の背景には後白
河法皇の強い意志があつたと考えられる。

後白河法皇は彼らの越前守在任中に、越前国今北東郡に所在する仁和
寺法金剛院領河和田庄について、地頭下司と称する檢非違使藤原友実の
濫妨や、鎌倉殿勸農使比企藤内朝宗の下知と称して莊務を張行した地頭
代上座という人物の濫妨を停止して、莊務を預所の女房美濃局に執行さ
せる旨の院庁下文を發給している。院庁下文は越前国在庁官人に宛てら
れており、後白河法皇が女房や在地の庄官の訴えを受けて国衙の官人を
直接指揮していることがうかがえる。

さてこの前後の時期の法皇・天皇・女院と越前国との関係をうかがわ
せる史料が次に引用する帆山寺の勸進帳である。

越前州帆山寺造榮勸進之状

原夫当寺本尊者、千手觀自在尊容泰澄大師御作也、其御衣木者、定
居元年自大唐高僧来朝云、日本難波海上有靈木、天竺提婆羅樹
也、長五丈三尺云云、歷五十六年而白鳳十年、天人降下而伐二
丈五尺一奉造十一面尊、和州長谷寺觀音是也、白鳳廿三年癸未南
都道昭和尚伐二丈一尺造不空絹索像、安置興福寺南園堂矣、
其末七尺溯宇治川面放光明照水上、和銅七年甲寅泰澄大師取
彼浮木、一刀三礼彫刻千手尊像、滿一千日現当所願成就圓滿
矣、養老元年丁正月十八日有夢想告、而聖武皇帝聖曆元年己巳、於
当国南郡帆山村建立三間四面堂宇、安置彼慈容矣、孝謙天皇
天平勝宝七年乙未六月一日、演供養導師行基菩薩也、其後一条院
永延二年戊子、改彼殿宇於五間四面、盡善盡美矣、次以花山帝
勅命、惠心僧都遂一百ヶ日參籠、而法華不斷經始被行、又一条
院正曆元年庚寅五月十八日、經奏聞而仏供灯明田十八町引券分明

鎌倉時代の越前守について

也、爾来為叡山未流矣、始聖武帝終後鳥羽院七朝御帰依、拜
勅願寺之繪旨、靈地無比補陀洛也、于延徳三年辛亥十二月大
雪降而殿堂頽落、然而本尊無恙云云、加之高倉天皇御在位嘉歷元
年十月七日、法華不斷經田十町御寄附、後白河法皇文治元年乙巳十一
月一日、重而三町、七条院建久二年辛亥二月、又三町三段、總計拾
陸町三段、不斷經田者不混於他所、国衙檢注万雜公事給停止之
院宣、自英檀聖武天皇于今四十一代御門、聖朝安全率土豊饒之
御祈願寺也、星霜歳旧靈驗日新、帰依渴仰之族者、得拔苦与樂之
益、称揚賛歎之輩者、蒙顯機冥応之徳、此薩埵威神之力不可
勝計者也、粗所録之蓋以如斯、

享祿三庚寅今月日 勸進沙門光因白敬

右古本依為紛失一尋出、今新令写之訖、

大塩宝光寺

慶長拾年林鐘上旬 成就院法印心慶書之、

持主帆山寺二位

帆山寺は福井県越前市の村国山麓にもとあつた寺院で、越前国府の
日野川を挟んだ東方約一キロメートルの近距離に位置する。この勸進帳
は享祿三年（一五三〇）に書かれ、延徳三年（一四九二）十二月の大雪に
よつて崩れた本堂の再建や法華不斷經の興行を言う。文中で帆山寺に対
する法皇や天皇、女院の法華不斷經田の寄進を詳しく記録している。当
時から三百年以上も昔のことと史料として問題もあるが、日付や田積が
明記されており、何らかの根拠に基づいた記述とみられる。恐らく平安
末・鎌倉時代の事実を伝えるものであろう。これによれば、後白河法皇
は文治元年十一月一日に不斷經田三町を帆山寺に寄進した。この後白河
法皇の田地寄進は、帆山寺に対する格別の帰依を示すものである。当時
の越前国の知行主は高階泰経であるが、その背景として法皇と越前との

並並ならぬ関係が想定されよう。

次に源頼朝の介入により越前は一時的に議奏公卿内大臣徳大寺実定の知行国となり、文治四年までその所見がある^⑤。そしてその後長く越前は後鳥羽天皇の生母七条院の分国となるのである。〔4〕藤原信定が建久四年に越前守に任じられる直前の越前守在任者は未詳であるが、建久二年二月に七条院が帆山寺に不断経田三町三段を寄進していること（前掲勸進帳）、ならびに同年二月十日に後白河法皇から越前の成功が国守に命じられて承諾されていること（『玉葉』同日条）などからみて、越前は建久二年当時も七条院の分国だったと類推される（史料的には建久六年に七条院の分国だったことが判っている）。この推測は今南西郡の真柄庄の立荘の経緯をうかがうと、より蓋然性が高められる^⑥。

奉譲与 私領越前国真柄保事、

合老所者 在今南西郡内

四至東限郡界并南原路 南限日野白峯
西限尾山峯并二条五里十八坪西繩 北限二条繩

右件保者、重代相伝之私領也、而自延喜十三年至于承安三年已上八通相副
采筆信定卿也、手継本公券、所奉譲与姉小路殿実也、兼又建立堂二字福龍寺
極楽寺料田四町事、任代々手継譲状等、無相違可有其沙汰、仍尽未来際有御管領、不可有他妨之状如件、

建久三年八月十八日 橘行盛在判

この文書は真柄庄の本土橘行盛の譲状である。文中の姉小路殿とは朱筆の注記から知られるように、当時長門守に新任した藤原信定のことである。建久三年八月の時点で越前の在地の人物とみられる行盛が私領を長門守信定に譲る前提には、越前がすでに七条院の分国となっており、信定かその一族がいずれは越前守に遷任することが予期されたと想定される。信定は翌建久四年に越前守となったが、その後真柄保の領有について訴訟となり、建久六年十二月三十日記録所の勘状により真柄保を無

主の国領として菅野為清という人物に付属せよとする官宣旨が下された。この決定に対抗するために、信定は建久九年十月真柄保を七条院に寄進して七条院庁下文により立荘し、勅院事・大小国役等を免除し、かつ預所職を自分の家の相伝とした^⑦。真柄庄立荘の背景には、本家七条院の権威と七条院が越前を分国として保持したことがある。

次に建保三年に越前守の所見がある〔6〕藤原隆範についても、同年五月二十四日始められた後鳥羽上皇の逆修の記録に、各国の知行主や分国主を詳記した「院御逆修人々進物注文」があり、この中に当時三河と越前の両国が七条院の分国だったことが明示される^⑧。またその前司の〔5〕藤原兼輔の時も、補任の形態と人物からみて、両国が七条院の分国であることが類推される。

〔6〕藤原隆範の時、越前国丹生北郡の織田庄の立券言上が命じられた^⑨。

留守所下 織田庄

可下早任^二七条院庁御下文并国司御庁宣状^一、御使相共堺^二四至^一

打^三勝示^一、立券言上^上、歡喜寿院御領織田庄老所事、

右、今日日御庁宣備、件庄庄号子細委見^二于彼庁御下文之状^一、然者早院使相共堺^二四至^一打^三勝示^一、可^レ令^二立券言上^一、兼又自今以後勅院事・恒例臨時大小国[□]等、可^レ令^二停止^一之状、所宣如^レ件云云、早任^二彼状^一、可^レ致^二其沙汰^一状如^レ件、以下、

建保六年十月 日 散位品治宿祿

散位伊部宿祿

散位伊部宿祿（花押）

散位大江朝臣

目代散位藤原朝臣（花押）

この文書は越前国の目代・在庁官人等が〔6〕藤原隆範の国司庁宣を受けて発給したもので、その国司庁宣は七条院庁下文を受けて出された。立

券に至る経緯はその下文に詳しく記されるといわれるが、今伝わらない。ただ、はるか後の康永三年（二三四四）七月の妙法院門跡亮性法親王庁解に織田庄の立券と伝領について次のように記されている。

越前国織田庄

件庄者、本領主阿波守高階宗泰建保六年以_二本家職_一寄_二進_一七条院_一、而女院安貞二年被_レ讓_二進_二品尊性親王_一之後、宗泰又以_二領家職_一令_レ寄_二進_二円音寺_一之間、為_二門跡一円之管領_一、代代相伝年久矣、

織田庄はもと高階宗泰の所領で、宗泰は建保六年に本家職を七条院に寄進して自分は領家になった。本家職は七条院からその長男である後高倉院の二男天台座主尊性法親王に譲られ、その後妙法院門跡領として伝えられ、一方領家職も寄進され一円化された。高階宗泰は七条院の分国に所在する本領を永続させるために七条院に寄進し、国守の任終年に立券言上を要請して認められたのである。なお前掲の留守所下文には目代と四人の在庁官人の名が見え、当時の越前の在地の国衙支配機構をうかがうことのできる数少ない史料である。

つぎに⑦藤原家時も前章で叙述したように七条院の一族とみなされ、七条院別当を務めた。この時も越前は七条院の分国と推定される。

七条院は安貞二年（二二二八）九月十六日崩じた。その後寛喜二年に越前守在任の所見のある⑧平宗望は前述のように北白河院判官代で北白河院の遠い親族でもある。それまでに越前は七条院の分国から後堀河天皇の生母北白河院の分国になったと想定される。

その後も越前が北白河院の分国だったことは、天福二年（二二三四）の御齋会の召物が越前国に宛て課され、後堀河上皇から北白河院にその沙汰が命じられていることからうかがえる。また前述の亮性法親王庁解には越前国大虫社が妙法院領となった由緒が記されている。

同国大虫社

件社者、前北白河院御国務之時、被_レ宛_二公家御祈禱料所_一、為_二別納之地_一、永代被_レ寄_二附当寺_一之由、被_レ成_二下庁御下文_一畢、其後相伝無_二依違_一矣、

大虫神社は国府の西方約四キロメートルに所在する神社で、『永万文書』永万元年（一一六五）六月日神祇官年貢注文によれば越前国二宮に相当する。北白河院は後堀河天皇の祈禱料のため大虫社を別納地として妙法院門跡に寄附した。このように国衙領や国衙に直結する寺社を分割して権門に寄附することは国務を支配するものにならうることである。

以上建久二年（一一九二）以前から嘉禎元年（二二三五）以後まで四十五年以上にわたり越前は七条院、ついで北白河院という二人の女院の分国だったと判断される。両女院の立場は国母もしくは天皇の祖母にあたり、その身分は常人とは隔絶している。そうした理由から結果的に相当長期にわたる分国の占有が許されたと考えられる。

嘉禎四年十月三日北白河院が崩じた。その前後に越前守の在任者に大きな変化が現れる。⑩橘以良は九条道家に随従する諸大夫の家柄の人物である。四条天皇の外祖父である道家が、一時越前の国務を知行していたとみられる。

しかし、四条天皇は十二歳で夭逝し、その後、後嵯峨天皇の代となり、そして在位五年目の寛元四年（二二四六）正月二十九日後嵯峨天皇は讓位して院政を始めた。その翌々日前関白近衛兼経は後嵯峨上皇から院分国のことを命じられた。兼経の日記『岡屋関白記』二月一日条に上皇の御乳母源親子と取り交わした消息が記載される。

二月一日、辛酉、天陰、入_レ夜雨降、
越前事、自_レ院内々以_二三_二品又_一有_レ仰、存知旨密々申了、二品状如_レ此、
ゑちせんハ、うちくも申され候しやうに、御分のくに、なり候へしとて候、いよ・はりまもそのうちにて候也、いよは、かほりにを

よハす候、これハいかてかかハりなくて候へきなれハ、いつくにても給ハらせ給へと、おほかたさも候ぬへきくにの候はねハ、わろく候とも、まつ給ハらせ給て、ひんきに申かへられ候へかすと申せとて候、

御返事、

くにのことうけ給はり候ぬ、かはりのさたにをよハす候、たゝめされ候へかし、もし又さも候ぬへくハ、このくにを右府(兼平)にたひ候て、をはりをめされ候へかすと申させ給へく候、このやうもこちなく候ハ、申さるゝにをよハす候、

此間事、先日内々先被_二仰合_一也、

この時、後嵯峨上皇が越前の収公を近衛兼経に諮ったのは、当時兼経が越前を知行していたからである。これに対して兼経は越前については承諾したので替えを給う必要はないと回答し、もしそうも行かなければ、越前を弟の右大臣鷹司兼平に給わつて代りに兼平の知行国である尾張を院の分国に召上げたら如何かと提言している。その結果、越前は近衛兼経の知行国から、その十八歳年下の弟で兼経が父に代わつて後見していた兼平の知行国になった。

こうした最高権力者間の院分国や知行国割り替えの取り引き内容が記されるのは稀有の例であり、貴重な記事である。ここで類例をたずねて、この十三年前の後堀河上皇の分国決定の様子を参照しよう。後堀河天皇は貞永元年十月に秀仁親王（四条天皇）に讓位して上皇となった。翌天福元年正月除目の経過と伝聞を記した『民経記』正月二十三日条、二十五日条、『明月記』正月二十九日条などによれば、結果的に近衛家実知行の土佐国、近衛兼経の知行の播磨国の両国を院分国とし、北白河院知行の美濃国を中宮（国母尊子）分国としている。そして北白河院には代わりの分国として若狭を給わり、もと若狭国の知行主の藤原基氏は薩摩守を拝

領した。土佐は代償なしに院分に召し上げられ、播磨は代わりとして備中を兼経に給うとされたが、兼経はそれを辞退して受けなかったという。今回（寛元四年）後嵯峨上皇は越前・伊予・播磨の三国を分国として希望し、特に越前を院分国にすればどこでもその代わりを給付しよう、もし好い国がなかったらいったん給わつて後から替えればよいなどといって、近衛兼経を誘っている。しかし結果的には今回越前・伊予・播磨の三国はいずれも後嵯峨上皇の分国にはならず、美濃国だけが分国となったことが知られる（「国司一覽」）。

以上の経過をみると、この前後、四条朝、後嵯峨朝から後深草朝にかけて、摂関家が越前国の知行にかなり強く関わっていたことがうかがえる。それはこれまでの女院分国からの大きな転換であり、画期である。

なお、このときの越前国の沙汰と知行の内実を語る記事が同年の『岡屋関白記』に見られるので一部抄出して引用する。

三月十日、己亥、晴、（中略）越前国事、日来時高卿致_二沙汰_一、而右大臣知行之間、彼家中雜事、不_レ似_二日来_一被_二支配_一歟之間、彼卿辭_二退國務_一、依_レ之申_二恩給事_一、且_レ行_二經去_一國務_一之時給_二柿園_一、親俊卿去_レ之時、又給_二仲牧_一、以_二彼等例_一所_レ申云々、此事凡_レ不可_レ然事也、道理都不_レ通、依_レ去_二國務_一何必預_二其替_一哉、雖_レ然行_二經故殿寵愛者也、彼御事出来之時、則辭申之、哀憐異_レ他、仍給_レ之、不_レ能_二准拋_一、親俊卿誠雖_レ無_二其故_一、件比彼牧知行之者死去、有_レ便之間仰付也、不_レ似_二今儀_一、其上越州右府分也、愚老何致_二其沙汰_一哉、（後略）

従三位平時高は代々摂関家の家司を務める家柄の出で『兵範記』の記主平信範の曾孫である。時高はもと兼経の家司だった。兼経は越前の国務の實際を彼に預けて沙汰させていたのだろう。しかし、知行主が兼経から兼平に替ると、兼平は越前国に対して家中の雑事を多く宛て課して、結局時高は越前の国務を辞退し、近衛兼経に恩給として家領の給付を要

求した。兼経の論理としては、一時的に時高に越前の国務を預けていたのだからそれを辞めたからといって、兼経が彼にその替えを給う道理はないとした。ただその後も時高からたびたび懇望されて、兼経は四月十三日に近衛家領の垂水東牧西条年預の職を給付していることが同記に見える。平時高が先例にあげた惟宗行経は近衛家実の寵臣で、越前国の安原庄や大屋庄の所職を持っており、越前の国務に関与したと推定される。撰関家で知行国の国務を沙汰する人物はたびたび替わり、辞めたときにその代償として家領を給付することもあった。

その後越前国の知行がわかるのは、正元元年（一二五九）の四条隆親である。同年四月十一日近江坂本の日吉社の社殿の多くが焼失した。そして越前が日吉社造営の造国とされ、四条隆親がその奉行にあたることになった。その後の朝廷における造営の手続については、後嵯峨上皇の伝奏を務めた吉田経俊の日記『経俊卿記』正元元年夏の巻に詳しい。まず造国司が宣下されることになり、近江日吉社の聖真子と越前の織田社（劔神社）の両者が造国司となった。この時四条隆親は新たに越前の国務知行を命じられ、日吉社の造営役を課すために国内の新立荘園を顛倒して公領を拡げることが計っている。^③こうした史料から四条隆親は当時の越前国の知行主とみなすことができる。^④四条隆親は四条隆親の子であり、その時も実際は隆親が国務を知行していた可能性がある。なお^④四条隆親自身と^⑤三善師衡の自家の西園寺実兼はいずれも大宮院との親族関係が認められるが、越前が大宮院の分国であったかどうかは詳らかでない。

^⑦平惟輔のとき、越前は上皇の後新陽明門院の分国となった。新陽明門院は京極院亡き後、龜山上皇、大宮院らと行動を共にすることも多く、大覚寺統の一員として一時的に越前を分国としていたとみられる。

^⑨藤原国房以降の時期の越前の分国主については、明確に記した文書が残っている。徳治三年（一一三〇）閏八月三日付の後宇多法皇処分状で

ある。法皇の分国と寺院・寺領・御所等を譲与したものであるが、寺院や御所にかかわる中間の部分を省略して引用する。^⑤

〔後宇多院被_レ進_二先朝_一御讓状案〕

処分

讃岐国

後嵯峨院・龜山院已被_レ載_二御処分_一、

越前、

愚身遜讓之初、依_二関東計申_一、被_レ定_二分国_一畢、

因幡国

後嵯峨院御代、予在坊之昔、為_二先皇勅命_一被_レ定_二分国_一、于_レ今無_二相違_一、

已上三ヶ国子細如_レ注_二右_一、凡諸国相伝之法、雖_レ乖_二正理_一、人臣猶称_レ之、況哉代々由緒容易難_レ改、仍任_二先皇代々例_一、所_レ載_二讓状_一也、

（中略）

右寺院・御所・和漢文書等、不_レ残_二一紙_一所_レ讓_二与中務卿尊治親王_一也、後_二一院為_二長嫡_一可_レ相承_二之_一、不慮崩御、御悲歎而無_レ益、去秋仙院^{（遊義門院）}早世、此秋天子晏駕^{（後二条天皇）}、眼前無常、争得_二繫風_一、長抛_二一事之俗塵_一、弥入_二無為之真境_一、非_二利生方便_一、治世要術者、口不_レ可_レ言_二世事_一、意不_レ可_レ憶_二世事_一、仍所_レ処_二分于親王_一也、一期之後、悉可_レ讓_二与邦良親王_一、於_二尊治親王子孫_一者、有_二賢明之器_一、濟世之才者、暫之為_二親王_一仕_レ朝輔_レ君、天下之謳歌如_二虞舜夏禹_一者、可_レ任_二皇祖之冥鑑_一、莫_レ有_二僭乱之私恩_一、以_二後二条院宮_一可_レ如_二実子_一、努々令_二保護_一、殊存_二孝行_一可_レ成_二朕志_一矣、

徳治三年閏八月三日 御判

後宇多法皇の長子後二条天皇はこの年の八月二十五日に崩御、また法

皇の父亀山法皇も、これより前嘉元三年（二三〇五）九月十五日に崩じている。こうした状況の中で後宇多法皇はすべての所領を第二子の尊治親王に譲り、その一期の後は後二条天皇の皇子邦良親王にすべて譲るよう定めた。

この処分状で後宇多法皇は讃岐・越前・因幡の三つの分国を尊治親王に譲り、それぞれの分国相伝の由緒を説いている。越前については、弘安十年十月の退位後に鎌倉幕府の計らいにより院分国に定められたという。実際その間の朝幕の交渉を示す文書が『公衡公記』に収められており、鎌倉幕府は後深草上皇の諮問に依って後宇多上皇に分国を与えることを要請したとされる。讓位して院分国を決めるにあたって、鎌倉幕府の承認を必要としたことは、前述の天福元年正月除目の後堀河上皇の場合でも知られる。ただし具体的にどの国を与えるかは公家側の問題であり、今回の後宇多上皇の分国についても鎌倉幕府は「無御知行国者可_レ為_二難治_一歟、被_レ進之条可_レ宜歟」と述べるにとどまっている。今回弘安十一年四月、前述の[17]平惟輔のとき亀山上皇の後新陽明門院の分国だった越前が後宇多上皇の分国に選ばれて[19]藤原国房が国守に新任し、越前は大覚寺統の分国へと変化していった。ちなみに大覚寺統の莊園を書上げた嘉元四年六月十二日付のいわゆる昭慶門院御領目録には、[19]藤原国房が室町院領の山城国松崎御領と伊勢国寛弘寺を預かっており、[21]藤原叙行が美濃国の山口郷を、[22]平親景が浄金剛院領長方庄を預かっていることが見える³⁶。彼らが³⁶大覚寺統に随従して莊郷を宛行われた人物であることがうかがえる。

次に尊治親王が即位して後醍醐天皇となって以降も、天皇は引き続き越前等の国務を支配しており、元弘元年（二三三一）八月に後醍醐天皇が笠置山で挙兵して失敗した後、その跡職の処分が問題となった。『花園天皇宸記』同年十二月二十八日裏書に次のように記される。

今日関東御返事到来（中略）、

因幡・越前・長門等事、追可_三言上_一云々、

これは恐らく大覚寺統の分国の処置について記されたものである。因幡と越前は前述の後宇多法皇処分状に見えるが、長門についても同じく『花園天皇宸記』元弘二年十一月十一日条に、もと後醍醐天皇の側近で、その情報を関東に密告した吉田定房が知行していることが見え、恐らく以前は後醍醐天皇の分国だったと思われる。したがって少なくとも越前はそれまで大覚寺統の分国のひとつだったとみられる。

鎌倉末期の越前守の在任状況については史料的に空白の時期があるので検討の余地があるが、後宇多法皇処分状の書き方を見るかぎり、後宇多法皇は正応元年以降徳治三年まではずっと越前を分国としていたようであり、その後も大覚寺統に伝えられたとみられる。

おわりに

以上鎌倉時代の国守や越前国の知行主と分国の状況について叙述した。これをまとめると、越前国は鎌倉時代前期は七条院・北白河院両女院の分国、中期は摂家や院近臣の知行国、後期は新陽明門院・後宇多法皇・後醍醐天皇など大覚寺統の分国として特徴付けられる。そして女院分国や大覚寺統分国の期間はそれぞれ四、五十年にも及んだ。そうした長期にわたる分国の継承は七条院や北白河院の国母という特別の権威、鎌倉末期の院分国相伝の一般化などによるものと考えられる。長期にわたる女院分国の体制のもと越前国府に比較的近いところに真柄庄、織田庄などの莊園が立てられ、免田や別納の地が寺社に寄進された。皇統の分裂に伴い、越前国はその一方の分国として固定化し、相伝された。国司は本来的には遷替のものであり、こうした伝領は理に背くものとみられ

ていたが、越前国に対しては、分国としての長期の保持がはかられた。国の大小・遠近は古代からあるが、それ以後についても国ごとの事情は異なっていたはずである。知行国や院分国の研究も今後この点に留意する必要がある。

註

- ① 田中健二「大覚寺統分国讃岐国について」『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年。遠藤基郎「鎌倉後期の知行国制」『国史談話会雑誌』三十二号、一九九一年。稲葉伸道「鎌倉末期の「国衙領興行」・「国衙勘落」―王朝と幕府の国衙興行政策―」『名古屋大学文学部研究論集・史学』三七、一九九一年。大澤泉「鎌倉後期の国衙領興行と知行国守の変遷―若狭国を中心に―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊、二〇一〇年。
- ② 『日本史総覧Ⅱ古代・中世』新人物往来社、一九八四年。
- ③ 佐藤 圭「平安末期の越前守について」『福井県立博物館紀要』五、一九九三年。
- ④ 『愚昧記』嘉応二年正月八日条。
- ⑤ 『源平盛衰記』四十六 尋害平家小児付闕官恩賞人々事に「源二位申状ニ任テ、大藏卿泰経、右馬権頭経仲、越後守隆経、侍従能成、少内記信康解官セラレケリ、上卿左大臣経宗、職事頭弁光雅朝臣成ケリ、大藏卿父子三人解官セラレケル事ハ、義経、彼卿ヲ以テ、毎事奏聞シケル故トソ聞ヘシ、能成ハ義経カ同母弟、信康ハ義経カ執筆也」と説かれる。
- ⑥ 『玉葉』文治二年五月十一日条、『尊卑分脈』第一篇一七九ページ。
- ⑦ 『玉葉』文治元年十二月二十七日条。
- ⑧ 貞和二年九月五日小槻頭匡遠注進状『東山御文庫記録』甲第八十五卷、『福井県史資料編2 中世』四〇二ページ。
- ⑨ 『尊卑分脈』第二篇一五六ページに「正四下越前守左京大夫 隆範」と見える。
- ⑩ 石田善人氏の専論がある。石田氏によれば、隆信・隆範父子は八条院領播磨国矢野庄例名預所職を相伝している。石田善人「藤原隆信について」『鎌倉時代の越前守について』
- 『小葉田淳教授退官記念国史論集』同事業会刊行、一九七〇年。
- ⑪ 『伏見宮御記録』利四十八「院宮御移徙部類記」寛喜二年八月二十一日条、後述⑧平宗望の越前守在任史料に同じ。
- ⑫ 以下署判については『花押か、み二鎌倉時代』二三四ページ参照、東京大学、一九八一年刊。
- ⑬ 「東京大学所蔵東大寺文書」正月日付七条院序下文『鎌倉遺文』第五卷三二一〇号。
- ⑭ 『尊卑分脈』第二篇一四五、四六八ページ。
- ⑮ 『大日本史料』第五編之十二、五六八ページ。なお本書の底本である『管見記』巻七でも「越前司以良」と記されている。
- ⑯ 『春日社司祐茂日記』嘉禎二年二月九日条、『玉葉』嘉禎三年正月十四日条。
- ⑰ 『尊経閣古蹟文徴』一『鎌倉遺文』第十五卷一六八九号。
- ⑱ 『勘仲記』弘安六年二月二十七日条、正安二年正月六日条。
- ⑲ 『続群書類従』第二十三輯下三二二ページ。
- ⑳ 『勘仲記』正応二年二月二十八日条、永仁二年正月十二日条。
- ㉑ 『山槐記』治承三年十一月十四日条、『玉葉』同年十一月十五日条。
- ㉒ 『仁和寺文書』寿永二年九月二十七日後白河院序下文、元暦元年五月日後白河院序下文『福井県史資料編1 古代』七六五、七六九ページ。
- ㉓ 『曼殊院文書』『福井県史資料編2 中世』四一九ページ。
- ㉔ 小泉義博「帆山寺」『武生市史編さんだより』第二十三号、一九九二年。
- ㉕ なお、『凡人太政大臣例』裏文書所載の文治三年二月日越前国司序宣写に「大介藤原朝臣在判」と記されているので、文治三年当時藤原氏が国守だったことがわかるが、実名が特定できない。『福井県史資料編2 中世』六七七ページ。
- ㉖ 義江彰夫「遍智院御勤仕御修法等目録」紙背文書『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第七号、一九八五年、『福井県史資料編2 中世』二八八ページ。
- ㉗ 小泉義博「真柄庄と真柄氏(上)」『武生市史編さんだより』第一号、一九七八年。
- ㉘ 『伏見宮御記録』利五十八「御逆修部類記」、『大日本史料』第四編之

- 十三、五四八ページ所載。
- ②9 以下「妙法院文書」『福井県史資料編2中世』四二〇ページ、同妙法院門跡亮性法親王序解、同書四二五ページ。
- ③0 『経光卿御齋会奉行記』天福二年正月十日条、『大日本史料』第五編之九、四八八ページ。
- ③1 『岡屋関白記』貞永元年十月四日条。
- ③2 『福井市史通史編1古代・中世』四五三ページ拙稿。福井市、一九九七年。
- ③3 以上『経俊卿記』正元元年四月二十八日条、五月五日条。
- ③4 例えば弘安四年八月十一日上皇と両女院は共に石清水八幡宮に参籠している。『勘仲記』同日条。
- ③5 「後宇多上皇処分状写」宮内庁編『皇室制度史料太上天皇二』三八五ページ、吉川弘文館、一九七八年による。また『続群書類従』第三十七輯に『後宇多院御領目録』としても収められる。
- ③6 「竹内文平氏所蔵文書」『鎌倉遺文』第二十九卷二二六六一号。

(福井県教育庁埋蔵文化財調査センター所長)